



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ニュージーランド・シンガポール間および日本・シンガポール二国間自由貿易協定（FTA）における原産地規則の比較分析
Author(s)	稲永, 直人; INENAGA, Naoto; 山本, 康貴 他
Citation	北海道大学農経論叢, 60, 147-160
Issue Date	2004-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/11258
Type	departmental bulletin paper
File Information	60_p147-160.pdf



ニュージーランド・シンガポール間および日本・シンガポール 二国間自由貿易協定 (FTA) における原産地規則の比較分析

稲永直人・山本康貴

A Comparative Analysis on the Rule of Origins between New Zealand-Singapore's FTA and Japan-Singapore's FTA

Naoto INENAGA and Yasutaka YAMAMOTO

Summary

Singapore and New Zealand have signed an Agreement on a Closer Economic Partnership (ANZSCEP) on 14th November 2000.

But all products exported from Singapore to New Zealand can not be applied to zero tariff rate under the ANZSCEP. Which products will be entitled to be zero tariff? The purpose of this paper is to examine the rules of origins in ANZSCEP and to compare the rules of origin between ANZSCEP and JSEPA (The Japan-Singapore Economic Agreement for a New Age Partnership).

1. 課題

21世紀に入り、世界では自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA) の締結が急増している。FTA は WTO での多角的貿易交渉に比べ早く交渉が妥結し、FTA 締結国間で貿易自由化がより急速に進展するといわれている。FTA 増加の背景には、WTO による世界規模での自由貿易体制を FTA が補完する役割を果たし得るといふ共通認識が広がっている事情がある (註1)。

2002年11月に日本で初めての二国間 FTA がシンガポール (以下、SGP) との間で発効している (以下 J-S 協定)。一方、2001年1月にニュージーランド (以下、NZ) ・SGP 二国間 FTA (以下 N-S 協定) は、すでに発効している。N-S 協定では、全製品の関税が撤廃された。しかし、FTA によって関税ゼロと認められるには、ある産品が域内産品かどうかを認定するためのルールである原産地規則を満たす必要がある。原産地規則とは、一般に産品の生産国を認定するルールである。原産地規則を満たせば域内産品と認められ、関税が免除ないしは削減されることになるので

FTA では極めて重要なポイントである。原産地規則が厳しすぎれば実質的な貿易自由化とはいえず、FTA の効果も減少する。しかし、原産地規則が緩ければ第三国を経由した迂回輸出の恐れなどが強くなる。このため、原産地規則は、自由貿易協定上の重要な論点として扱われている。例えば、農産物輸出国である NZ から輸出された NZ 産農産物が、SGP を経由して日本へ関税ゼロで迂回輸出される可能性があれば、日本農業は少なからず影響を受けかねない。

Bhagwati [1] は、FTA の増加によって多様な原産地規則が複雑に絡み合っている状態を「スパゲティ・ボウル現象 (ボウルの中で、スパゲティの麺と麺とが絡み合っている状態)」と呼び、その場合は、貿易の通関システムがパンクして世界貿易が混乱する懸念があることを示した (浦田 [12])。これを避けるには、原産地認定方式をなるべく統一したうえで、簡便な原産地証明書の発行方法を工夫することが重要である (木村 [5])。

それでは、N-S 協定の原産地規則は、J-S 協定の原産地規則と同等な内容なのであろうか。両協

表1 ANZSCEP 発効までの経緯

年	月日	主 な 動 き
1999	7月1日	ニュージーランドとシンガポールの両国通産大臣が二国間 FTA について検討を開始することで合意。
	9月11日	両国首相が FTA を締結すべく交渉開始することを決定。
	10月4～5日	シンガポールで第1回交渉。
	10月26～29日	ニュージーランドで第2回交渉。
	11月14～17日	シンガポールで第3回交渉。
	11月27日	ニュージーランド総選挙。その後、政権が交代し、交渉は一時中断。
	2000	2月18日
3月13～17日		ニュージーランドで第4回交渉。
5月15～17日		シンガポールで第5回交渉。
7月10～15日		ニュージーランドで第6回交渉。
11月14日		シンガポールで両国首相が ANZSCEP に調印。
2001	1月1日	ANZSCEP が発効。

資料) Hoaldehy [1] pp.24-45により作成。

定の原産地規則が、「スパゲティ・ボウル現象」をもたらす恐れはないのだろうか。FTA 締結による経済効果の分析は、浦田 [11] などがある。しかし、原産地規則の詳細な内容は、これまであまり知られていない。

本論文の課題は、N-S 協定と J-S 協定の原産地規則を比較し、両協定の原産地規則が「スパゲティ・ボウル現象」をもたらす恐れがないかどうかの検証を試みることにある。

2. ニュージーランド・シンガポール二国間自由貿易協定 (ANZSCEP) と日本・シンガポール二国間自由貿易協定 (JSEPA) の成立経緯と協定概要

1) ANZSCEP の成立経緯

表1は、ANZSCEP 発効までの経緯を示したものである。NZ と SGP は、1999年10月4日に交渉を開始し、2000年11月14日に N-S 協定に調印した。つまり交渉期間は約1年1ヶ月である。多角的貿易交渉であるウルグアイ・ラウンドが交渉合意に実質8年かかったことを考えれば、FTA ではいかに貿易自由化が急速に進展するかが示唆される。

表2は、FTA に含まれる項目を FTA 間で比較したものである。N-S 協定は、他の FTA と同様、単に商品の貿易自由化に留まらない包括的な項目を含んでいる点が確認できる。

2) JSEPA の成立経緯

表3は、JSEPA 発効までの経緯を示したものである。日本と SGP は、2001年1月に交渉を開始し、2002年1月に J-S 協定に調印した。つまり、交渉期間は約1年である。交渉期間は、N-S 協定とほぼ同じである。

また、表2より、J-S 協定に含まれる項目も N-S 協定と同様に広範囲にわたっている点が確認できる。

3. 原産地規則の一般概要 (註2)

原産地とは、商品の全部を生産、もしくは実質的な変更をもたらす、新たな特性を与える行為を最後に行った国と定義される。原産地規則は、一般に商品の生産国を認定するルールであるので、FTA のように、輸入貨物に係る個々の関税・通商政策の取扱いが原産地によって異なる場合に必要となる。

一般に原産地の認定基準には、完全生産品基準

表2 FTAに含まれている項目の比較

	米・イスラエル	NAFTA	米・ヨルダン	FTAA	カナダ・チリ	メキシコ・チリ	EU・メキシコ	NZ・オーストラリア	日本・シンガポール	シンガポール・NZ
関税撤廃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
数量制限の禁止		○		○	○	○	○	○	○	○
セーフガード措置	○	○	○		○	○	○	○	○	○
反ダンピング・相殺関税	○	○		○	○		○	○	○	○
原産地規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
関税評価・税関手続き		○	○	○	○	○	○	○	○	○
投資		○		○	○	○	○	○	○	○
サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基準・認証(MRA)		○		○		○	○	○	○	○
衛生植物検疫	○	○		○		○	○	○		○
政府調達	○	○	○	○		○	○	○	○	○
知的財産権	○	○	○	○		○	○	○	○	○
競争		○		○	○	○	○	○	○	○
紛争解決	○	○	○	○	○	○	○		○	○
国際収支条項	○		○				○			
一般例外	○	○	○		○	○	○	○	○	○
経済技術協力			○				○		○	
合同委員会	○	○	○		○		○		○	○
電子商取引			○						○	○
人の移動		○	○		○	○			○	○
環境		△	○		△				△	
労働		△	○		△					

資料) 通商白書2001 [5] p.161, Hoaldehy [1] により作成。

註1) 図中の○の表示は本協定内で規定されていることを意味し、△の表示は本協定でなく補充協定の中で規定されていることを意味する。

註2) NAFTAとは北米自由貿易協定のこと。FTAAとは米州自由貿易協定のこと。

表3 JSEPA発効までの経緯

年	月日	主 な 動 き
1999年	12月8日	シンガポールと日本の首相が二国間FTAについての共同研究を開始することで合意。
2000年	10月22日	両国首相がFTAを締結すべく交渉開始することを決定。
2001年	1月31日～ 2月1日	シンガポールで第1回交渉。
	4月24日～ 27日	日本で第2回交渉。
	9月3日～ 5日	シンガポールで第3回交渉。
	10月10日～ 12日	日本で第4回交渉。
2002年	1月13日	日本で両国首相がJSEPAに調印。
	11月30日	JSEPAが発効。

資料) 通商白書2001 [5] p.181, 日本・シンガポール共同検討会合報告書 [6] により作成。

と実質的変更基準がある。完全生産品基準とは、その国原産の材料だけを使って製造、もしくは得られた産品であるかどうかを認定する基準である。実質的変更基準とは、域内で十分に加工されたかどうかを認定する基準である。これらの基準を満たすことにより原産地の資格を得ることができる。

完全生産品基準は、産品の生産に1つの国しか関与していない場合に適用され、主として農産物、動植物、鉱物、地下資源等の天然産品が対象となる。実質的変更基準は、産品の生産に、2つ以上の国が関与している場合に適用され、主として加工食品、工業製品等が対象となる。

N-S協定とJ-S協定は、実質的変更基準として、関税分類変更基準と付加価値基準の2つを用いている(註3)。関税分類変更基準では、すべての産品や材料に割り振られている関税率表番号(tariff code)をもとに、得られた産品に適用される関税分類と使用材料に適用される関税分類とが異なる場合、実質的変更があったとみなされる。一方、付加価値基準では、産品を製造するにあたって当該国でかかった費用を総製造費で割ったものである原産資格割合(local value content)が一定の比率以上の場合、実質的変更があったとみなされる。一般に、関税分類変更基準は原産地決定のための条件が客観的で、基準を満たしているかどうかの立証が容易という長所を持つ。その一方、例外品リストの作成が困難で、しかも技術進歩・経済的条件などに鑑み、常に例外品リストの更新も必要という短所を持つ。また、付加価値基準は基準が単純という長所を持つが、原産資格割合が、材料の市場価格や通貨相場の変動に左右されやすいなどの短所を持つ。

関税分類変更基準には、項変更基準(4桁変更)と号変更基準(6桁変更)がある。項変更基準の方が、比較的大きな括りで関税分類表番号の変更が必要となるため、より厳しい基準といえる。また付加価値基準は、産品又は材料に占める原産資格割合の高い方がより厳しい基準とみなされる。

原産地を認定するにあたって、FTA毎に異なる内容の実質的変更基準が採用される結果、「スパゲティ・ボウル現象」の恐れが強くなるといえよう。以上のことを念頭におき、N-S協定、J-S協定の原産地規則の詳細について、みていくこと

にしたい。

4. ANZSCEPの原産地規則の概要

1) 産品についての原産地規則

N-S協定では、産品の原産地規則について、(1)完全生産品基準と(2)実質的変更基準があり、どちらかの基準を満たす産品を原産品としている。

(1) 完全生産品基準

完全にSGP(NZ)原産の材料を使って製造したもの、もしくは得られた産品が対象となる。FTA締約国において完全生産品基準を満たせば、原産品資格を得ることができる。具体例として、SGP(NZ)で収穫、採集された植物、動物、魚などがあげられる(註4)。

(2) 実質的変更基準

N-S協定の実質的変更基準は、付加価値基準が基本である。具体的には、以下のA~Cの3つの場合に分けて、原産品資格を認定する。

A. 付加価値基準のみの場合

SGP(NZ)原産と域外原産の材料を使ってSGP(NZ)で製造された産品が対象となる。この産品は、以下の条件をすべて満たす必要がある。

- i) 製造の最終工程がSGP(NZ)で行われていること。
 - ii) 産品の原産資格割合が40%以上であること。
- 原産資格割合とは、産品を製造するにあたって当該国でかかった費用を総製造費で割ったものであり、生産国認定にあたり重要な指標になる。以下に、本基準の条件i)、ii)を共に満たす場合の具体例をあげる(註5)。

SGP原産の部品と域外原産の部品を使って最終工程としてSGPで組み立てられたテレビ(TV)の場合、SGP原産の材料費を\$40、域外からの輸入材料費を\$100とし、SGPでのTVの組み立て費(労働費と間接費)を\$60とすると、総製造費は\$200(40+100+60)となる。この例の場合、TVの材料にSGP原産材料と域外原産材料を使用して、最終工程としてSGPでTVに組み立てられているため、本基準が適用されることになる。このとき、本基準の条件i)、ii)は、以下ようになる。

- i) TVは、最終工程としてSGPで組み立て

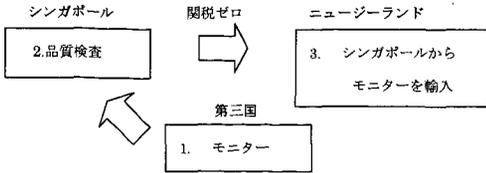


図1 付加価値基準+品質検査①(域外原産材料のみ含む)を満たす製品のフロー図(N-S協定の場合)

られている。

ii) 原産資格割合が50% (≥40%) である。

$$\begin{aligned} \text{原産資格割合} &= \frac{\$40 + \$60}{(\$40 + \$100 + \$60)} \times 100 \\ &= \frac{\$100}{\$200} \times 100 = 50\% \geq 40\% \end{aligned}$$

以上のように、TVは、本基準の条件 i), ii) を共に満たしている。その結果、SGP 原産であると認められ NZ へ関税ゼロで輸出できる。

B. 付加価値基準+品質検査①(域外原産材料のみ含む)の場合

域外材料だけを使って域外で製造された産品で、品質検査(Quality Control Checking and Testing: QCTと略)をSGP(NZ)で受けるために輸入された産品が対象となる。この産品は、以下の条件すべてを満たす必要がある。

- i) SGP(NZ)に輸入された時に域内原産材料を含んでいないこと。
- ii) 品質検査がSGP(NZ)で行われ、かつそれが最終工程であること。
- iii) 産品の原産資格割合が50%以上であること。

なお、繊維・衣料・履物(TCFと略される場合が多い; Textiles, Clothing and Footwearのこと)などは例外的に、品質検査を最終工程と認めないとする「特例措置(註6)」がN-S協定附属書中に存在している。NZのTCFは、国際競争力で劣り、国内保護が必要といわれている産業である。関税を撤廃したANZSCEPといえども、特定産業の国内保護を事実上、意図した「特例措置」を含んでいる点は注目される。品質検査を最終工程と認められていない具体的な産品は、以下のHSコードのものである。

HS39類: プラスチック及びその製品(註7),

HS40類: ゴム及びその製品(註8), HS42類: 革製品及び動物用装着具並びに旅行用品, ハンドバック(註9), HS43類: 毛皮及び人造毛皮並びにその製品(註10), HS48類: 紙と板紙及びその製品(註11), HS50類: 絹, HS51類: 羊毛, 獣毛, HS52類: 綿, HS53類: 植物性繊維, HS54類: 人造繊維の長繊維, HS55類: 人造繊維の短繊維, HS56類: 詰め綿, 布, 不織物, HS57類: カーペット, その他床を覆うもの, HS58類: 特別な織物, HS59類: 染め織物など, HS60類: 編物, クローシェ編物, HS61類: 編まれた衣類, 衣類付属品, HS62類: 編まれてない衣類及び衣類付属品, HS63類: その他の衣類, HS64類: 靴, HS65類: 帽子及びその部分品, HS70類: ガラス及びその製品(註12), HS94類: 家具, 寝具, マットレス, クッション, その他(註13), HS96類: 雑品(註14)。

さて、以下に、本基準の条件 i), ii), iii) をすべて満たす場合の具体例(図1)をあげる(註15)。

品質検査のため、コンピューター・モニター(域内原産材料を含んでいない)が域外からSGPに輸入されたとする。コンピューター・モニター費を\$100, SGPでの品質検査費を\$110とすると、品質検査済みのモニターの総製造費は\$210(100+110)となる。この例の場合、域外の材料だけを使って域外で製造された産品(コンピューター・モニター)が、品質検査をSGPで受けるために輸入されているので、本基準が適用される。また、このとき本基準の条件 i), ii), iii) は、以下のようになる。

- i) SGPへの輸入時に、コンピューター・モニターは域内原産材料を含んでいない。
- ii) 品質検査がSGPで行われており、かつそれが最終工程である。
- iii) 原産資格割合が52% (≥50%) である。

$$\begin{aligned} \text{原産資格割合} &= \frac{\$110}{\$100 + \$110} = \frac{\$110}{\$210} \\ &= 52\% \geq 50\% \end{aligned}$$

以上のように、SGPへ輸入されたコンピューター・モニターは、本基準の条件 i), ii), iii)

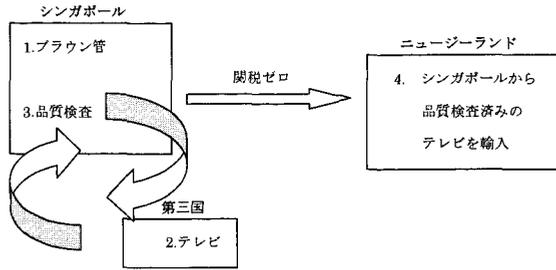


図2 付加価値基準+品質検査②(域内原産材料を含む)を満たす製品のフロー図(N-S協定の場合)

をすべて満たしている。その結果、SGP原産であると認められ、NZへ関税ゼロで輸出できる。

C. 付加価値基準+品質検査②(域内原産材料を含む)の場合

域内原産材料が含まれるが、域外で製造された産品で、最終工程として品質検査をSGP(NZ)で受けるために輸入された産品が対象となる。この産品は、以下の条件をすべて満たす必要がある。

- i) SGP(NZ)に輸入された時に域内原産材料を含んでいること。
 - ii) 品質検査がSGP(NZ)で行われ、かつそれが最終工程であること。
 - iii) 品質検査の原産資格割合が8%以上であること。
 - iv) 産品の原産資格割合が40%以上であること。
- 以下に、本基準の条件i), ii), iii), iv)をすべて満たす場合の具体例(図2)を挙げる(註16)。

SGPで製造されたブラウン管(材料は域外原産材料とSGP原産材料の両方を含むものとする)を、一度域外に輸出する。域外でTVに組み立てた後に、再びSGPへ輸出し、最終工程として品質検査をしたとする。域外原産材料費を\$50, SGP原産の材料費+SGPでのブラウン管製造費を\$70, 域外での組み立て費を\$50, SGPでのTVの品質検査費を\$30とすると、TVの総製造費は\$200(50+70+50+30)となる。この例の場合、域外で製造された産品(域内原産の材料を含む)で、最終工程として品質検査をSGPで受けるために輸入されているので、本基準が適用される。また、このとき本基準の条件i), ii), iii), iv)は、以下のようになる。

- i) SGPに輸入された時に、ブラウン管は域内(SGP)原産材料を含んでいる。
- ii) 品質検査はSGPで行われており、かつそれが最終工程である。
- iii) 品質検査の原産資格割合が15%($\geq 8\%$)である。

品質検査の原産資格割合

$$= \frac{\$70 + \$30}{(\$50 + \$70 + \$50 + \$30)} \times 100$$

$$= \frac{\$30}{\$200} \times 100 = 15\% \geq 8\%$$

- iv) 産品の原産資格割合が50%($\geq 40\%$)である。

原産資格割合

$$= \frac{\$70 + \$30}{(\$50 + \$70 + \$50 + \$30)} \times 100$$

$$= \frac{\$100}{\$200} \times 100 = 50\% \geq 40\%$$

以上のように、本基準の条件i), ii), iii), iv)すべてを満たしている。その結果、TVはSGP原産であると認められ、NZへ関税ゼロで輸出できる。

2) 原産材料についての原産地規則

材料とは、産品の製造過程で使われた、もしくは消費された材料(間接費として扱われた材料は除く)のことである。原産材料(originating material)とは以下の(1)完全生産材料、もしくは(2)加工材料の基準を満たす材料である。原産材料は、産品の原産地規則を決定する上でも重要となる。

(1) 完全生産材料

完全生産材料とは、SGP(NZ)で完全に生産、

もしくは得られた材料のことである。製品の付加価値を計算する際には、この材料費の100%を原産材料費として計上できる。完全生産材料の原産地規則は、先に述べた製品についての(1)完全生産品基準と同様である。

(2) 加工材料

加工材料のうち、十分加工された材料は原産材料として認められる。また、十分に加工されていないが一部を原産材料として認められる材料は、部分原産材料 (partly originating) と呼ばれる。製品の付加価値基準を計算する際には、この材料費に原産資格割合を掛けた値を部分原産材料費として計上できる。加工材料として製品の付加価値を計算する際には、以下の条件 i), ii) がポイントとなる。

- i) 製造の最終工程がSGP (NZ) で行われている。
- ii) 材料の原産資格割合が40%以上である。

原産材料 (部分原産材料) には、ケース A (i), ii) を両方満たす, ケース B (i) は満たすがii) は満たさない, ケース C (i) は満たさないがii) は満たす という3つのケースを考えることができる。以下ではこの3つのケースを順にみていく。

A. 条件 i), ii) を両方満たす場合

加工された材料が原産材料であると認められるには、製造の最終工程がSGP (NZ) で行われている点、材料の原産資格割合が40%以上である点、をいずれも満たしていることが必要である。この場合、(1)完全生産材料と同様に、製品の付加価値を計算する際には、材料費の100%を原産材料費として計上できる。以下では、条件 i), ii) の両方を満たす場合の具体例をあげる (註17)。

域外から輸入された材料を使って、最終工程としてSGPで組み立てられたブラウン管があるとすると、域外原産材料費を\$10,SGPでの組み立て費(労働費と間接費)を\$30とすると、ブラウン管の総製造費は\$40(10+30)となる。このとき、条件 i), ii) は以下ようになる。

- i) ブラウン管は、最終工程としてSGPで製造されている。
- ii) ブラウン管の原産資格割合が75% (≥

40%) である。

ブラウン管の原産資格割合

$$= \frac{\$30}{(\$10 + \$30)} \times 100\% \\ = \frac{\$30}{\$40} \times 100\% = 75\% \geq 40\%$$

以上のように、ブラウン管は条件 i), ii) を共に満たしている。その結果、SGP原産の材料であると認められる。製品の原産資格割合を計算する際には、ブラウン管の材料費として\$40(40×100%)を計上できる(註18)。

B. 条件 i) を満たすが、条件 ii) を満たさない場合

この場合、製造の最終工程がSGP (NZ) で行われているが、材料の原産資格割合が40%未満であるとなるので、材料は部分原産材料と考えられる。製品の付加価値基準を計算する際に、製品の材料費として、部分原産材料に原産資格割合を掛けたものを計上できる。また、残りの材料費は、域外原産材料費として扱われる。以下では、条件 i) を満たすが、条件 ii) を満たさない場合の具体例をあげる(註19)。

域外からSGPに輸入された材料を使い、最終工程としてSGPで組み立てられたブラウン管があるとすると、域外材料費を\$30,SGPでの組み立て費(労働費と間接費)を\$10とすると、ブラウン管の総製造費は\$40(30+10)となる。このとき、条件 i), ii) は以下ようになる。

- i) ブラウン管は、最終工程としてSGPで製造されている。
- ii) ブラウン管の原産資格割合が25% (<40%) である。

ブラウン管の原産資格割合

$$= \frac{\$10}{(\$30 + \$10)} \times 100\% \\ = \frac{\$10}{\$40} \times 100 = 25\% < 40\%$$

以上のように、ブラウン管は条件 i) のみ満たす。この場合、材料であるブラウン管は、最終工程としてSGPで製造されているが、ブラウン管の原産資格割合は25%で40%未満となっている。

その結果、原産資格割合によって換算された材料費（ $40 \times 25\% = \$10$ ）が、SGPで製造されるTVの原産資格割合の計算に計上できることになる。以下にこの具体例をあげる。

このブラウン管とSGPに域外から輸入された部品を使い、最終工程としてSGPでTVを組み立てるとする。この場合、TVの材料にSGP原産のものと域外原産のものを両方使用し、かつSGPでのTV製造が最終工程であるため、このTVには、先に述べた製品の原産地規則であるA.付加価値基準が適用されることになる。

域外材料費を\$90、SGP原産の材料費（ブラウン管）を\$10（ $40 \times 25\%$ ）、域外原産の材料費（ブラウン管）を\$30（ $40 \times 75\%$ ）、SGPでの組み立て費（労働費と間接費）を\$70とすると、TVの総製造費は\$200（ $90+10+30+70$ ）となる。このとき、先に述べた製品の原産地規則であるA.付加価値基準の条件i）、ii）は、以下のようになる。

i) TVは最終工程として、SGPで組み立てられている。

ii) 原産資格割合が40%（ $\geq 40\%$ ）である。

$$\begin{aligned} \text{原産資格割合} &= \frac{\$10}{(\$90 + \$10 + \$30 + \$70)} \times 100\% \\ &= \frac{\$80}{\$200} \times 100\% = 40\% \geq 40\% \end{aligned}$$

以上のように、SGPで製造されたTVはA.付加価値基準の条件i）、ii）を共に満たしている。その結果、SGP原産であると認められ、NZへ関税ゼロで輸出できる。

C. 条件i)を満たさないが、条件ii)は満たす場合

この場合、製造の最終工程がSGP(NZ)で行われていないが、材料の原産資格割合が40%以上であるので、材料は部分原産材料と考えられる。材料費としては、部分原産材料費に原産資格割合を掛けたものが計上できる。以下では、条件i)を満たさないが、条件ii)は満たす場合の具体例をあげる（註20）。

SGP原産材料も使って、域外で製造されたブラウン管があるとすると。SGP原産材料費を\$30、域外での組み立て費（労働費と間接費）を\$10と

すると、ブラウン管の総製造費は\$40（ $30+10$ ）となる。このとき、条件i）、ii)は以下のようになる。

i) ブラウン管は、最終工程としてSGPで製造されていない。

ii) ブラウン管の原産資格割合が75%（ $\geq 40\%$ ）である。

ブラウン管の原産資格割合

$$= \frac{\$30}{\$30 + \$10} \times 100\%$$

$$= \frac{\$30}{\$40} \times 100\% = 75\% \geq 40\%$$

以上のように、ブラウン管は条件i)のみ満たす。この場合、材料はSGP原産の材料を使用しているが、ブラウン管は域外で製造されている。その結果、ブラウン管の材料費に原産資格割合を掛けたものが部分原産材料として考えられ、最終工程としてSGPで組み立てられるTVの原産資格割合を計算する際に原産材料費として計上できる。以下にこの具体例をあげる。

このブラウン管とSGPに域外から輸入されたTVの材料を使い、最終工程としてSGPでTVを組み立てるとする。この場合、TVの材料にSGP原産のものと域外原産のものを両方使用し、最終工程としてSGPで製造しているため、このTVには、先に述べた製品の原産地規則であるA.付加価値基準が適用される。

域外からSGPに輸入されたTVの材料（ブラウン管以外の材料）費を\$90、SGP原産として換算されるTVの材料（ブラウン管）費を\$30（ $40 \times 75\%$ ）、域外原産として換算されるTVの材料（ブラウン管）費を\$10（ $40 \times 25\%$ ）、SGPでの組み立て費（労働費と間接費）を\$70とすると、TVの総製造費は\$200（ $90+30+10+70$ ）となる。このとき、製品の原産地規則であるA.付加価値基準の条件i）、ii)は、以下のようになっている。

i) TVは、SGPで最終工程として製造されている。

ii) 原産資格割合が50%（ $\geq 40\%$ ）である。

原産資格割合

$$= \frac{\$30 + \$70}{(\$90 + \$30 + \$10 + \$70)} \times 100\%$$

$$= \frac{\$100}{\$200} \times 100\% = 50\% \geq 40\%$$

以上のように、SGPで製造されたTVはA. 付加価値基準の条件 i), ii) を共に満たしている。その結果、SGP原産であると認められ、NZへ関税ゼロで輸出できる。

5. JSEPAの原産地規則の概要

1) 製品についての原産地規則

J-S協定では、製品の原産地規則について、(1)完全生産品基準と(2)実質的変更基準の2つの基準があり、どちらかの基準を満たす産品を原産品としている。

(1) 完全生産品基準

完全にSGP(日本)原産の材料を使って製造したもの、もしくは得られた産品が対象となる。FTA締約国において完全生産品基準を満たせば、原産品資格を得ることができる。具体例として、SGP(日本)で収穫、採集された植物、動物、魚などが挙げられる(註21)。

(2) 実質的変更基準

J-S協定の実質的変更基準には、関税分類変更基準と付加価値基準がある。実質的変更基準に属するほとんどの産品(約94%)(註22)は、関税分類変更基準に基づいている。これ以外の産品は、関税分類変更基準と付加価値基準のどちらか選択できるようになっている。

A. 関税分類変更基準

一般に産品や材料には関税率表番号が割り振ら

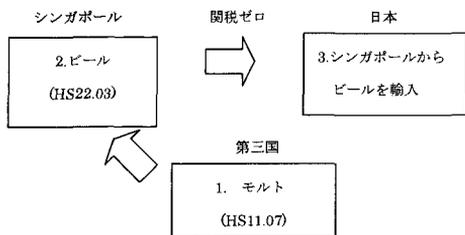


図3 関税分類変更基準を満たす産品のフロー図 (J-S協定の場合)

れている。J-S協定の関税率表番号はHSコードに基づいている。関税分類変更基準では、材料の関税率表番号と産品の関税率表番号とが異なれば十分に加工されたとみなされる(註23)。関税分類変更基準は関税率表番号が異なればよいので、本基準を満たしていることを立証するのは容易である。J-S協定で関税率表番号が異なると認められるには、関税率表番号の上4桁番号が変わっていること(項変更基準)が必要とされる。以下に、関税分類変更基準を満たす場合の具体例(図3)をあげる(註24)。

域外原産のモルトを使用して、SGPで製造されたビールが日本へ輸出されたとする。域外原産のモルトの関税率表番号はHS11.07、SGPで製造されたビールの関税率表番号HS22.03である。モルトはビールに加工され、関税率表番号の上4桁番号はHS11.07からHS22.03に変わっている。この結果、ビールはSGP原産であると認められ、日本へ関税ゼロで輸出できる。

B. 付加価値基準

J-S協定の付加価値基準では、以下の条件 i), ii) をすべて満たす必要がある。基準の対象品目は主に、石油製品、有機化学品、プラスチック・ゴム製品などの化学製品である。

i) 製造の最終工程がSGP(日本)で行われている。

ii) 産品の原産資格割合が60%以上である。

以下に、本基準の条件 i), ii) を共に満たす場合の具体例をあげる(註25)。

域外原産のシクロヘキサンと硝酸を用いて、最終工程としてSGPでアジピン酸を製造するとしよう。域外原産材料であるシクロヘキサンと硝酸の材料費合計額を\$5、SGPでのアジピン酸(ナイロンなどの製造原料)の製造費を\$10とすると、アジピン酸の総製造費は\$15となる。このとき、本基準の条件 i), ii) は以下のようなる。

i) アジピン酸は、最終工程としてSGPで製造されている。

ii) 原産資格割合が66.67% (≥60%) である。原産資格割合

$$= \frac{\$10}{\$5 + \$10} \times 100 = 66.67\% \geq 60\%$$

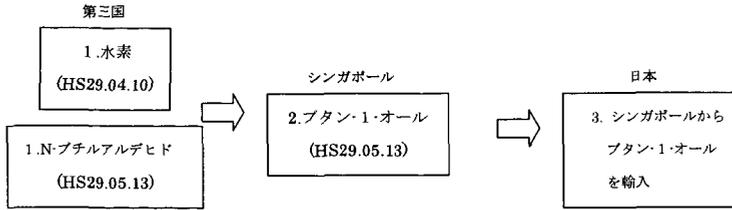


図4 関税分類変更基準と付加価値基準の内どちらか一方の基準を満たす産品のフロー図 (J-S協定の場合)

以上のように、アジピン酸は本基準の条件 i), ii) を共に満たしている。その結果、SGP 原産であると認められ、日本へ関税ゼロで輸出できる。

次に以下に、A. 関税分類変更基準、B. 付加価値基準の両方を選択可能な産品の具体例 (図4) をあげる (註26)。

域外から水素 (HS29.04.10) と有機合成原料である N-ブチルアルデヒド (HS29.05.13) を輸入し、SGP でブタン-1-オール (HS29.05.13) を製造するとして。域外から SGP に輸入された水素を \$1, N-ブチルアルデヒドを \$2, SGP での労働費と間接費の合計額を \$7 とすると、ブタン-1-オールの総製造費は \$10 となる。ブタン-1-オールの原産地規則は、A. 関税分類変更基準と B. 付加価値基準のどちらかの条件を満たせば良いことになる。なお、ブタン-1-オールの原産地規則は以下ようになる。

A. HS29.05に該当する材料以外の材料から製造された産品であること。

B. i) 製造の最終工程が SGP (日本) で行われていること。

ii) 産品の原産資格割合が60%以上であること。

この例の場合、N-ブチルアルデヒドの関税率表番号は (HS29.05) であり基準 A を満たさないで、基準 B が選択される。このとき、基準 B の条件 i), ii) は、以下ようになる。

B. i) 最終製造が SGP で行われている。

ii) 原産資格割合が70% (≥60%) である。
原産資格割合

$$= \frac{\$7}{\$1 + \$2 + \$7} \times 100 = 70\% \geq 60\%$$

以上のように、N-ブチルアルデヒドは A. 関

税分類変更基準は満たさないが、B. 付加価値基準を満たしている。その結果、SGP 原産であると認められ、日本へ関税ゼロで輸出できる。

2) 原材料についての原産地規則

J-S 協定では、以下の(1)完全生産材料ないしは(2)加工材料原産材料の基準を満たす材料を原産材料としている。

(1) 完全生産材料

SGP (日本) で完全に生産された、または得られた材料のことである。産品の付加価値を計算する際に、この材料費の100%を原産材料費として計上できる。完全生産材料の原産地規則は、先に述べた産品についての(1)完全生産品基準と同様である。

(2) 加工材料 (註27)

産品についての原産地規則は、材料にも適用される。つまり、SGP (日本) で加工された材料は、原産地規則を満たしているならば原産材料と考えられる。J-S 協定でも、N-S 協定と同様に、加工材料の原産地規則を満たさなくても部分原産材料として認められる場合がある。また、J-S 協定では全産品の関税を撤廃していないため、材料に原産地規則が与えられていない場合も出てくる。この場合、産品の原産地規則をもとに材料の原産地を決めることができる。

①関税分類変更基準

材料についての関税分類変更基準は、先に述べた産品についての関税分類変更基準と同様である。また、材料に原産地規則がない場合、産品の原産地規則をもとに材料の原産地を決めることができる。以下では、域外から SGP に輸入された材料に①関税分類変更基準がない場合の具体例 (註28) をあげる。

域外から SGP に輸入された原油 (HS27.09)

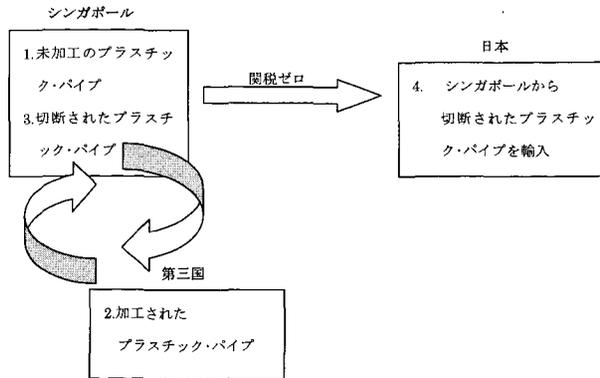


図5 加工材料の原産地規則を満たす製品のフロー図（J-S協定の場合）

を材料に用いてSGPでプロピレン（HS27.11）を製造し、その後、SGPでプロピレン（HS27.11）からプロパン-1-オール（HS29.05）を製造するものとする。この場合、J-S協定ではプロピレンに関する原産地規則がない（関税分類変更基準がない）ので、プロパン-1-オールの原産地規則を満たせばプロピレンはSGP原産の材料であると認められる。プロパン-1-オールの原産地規則は、「HS29.05に該当する材料以外の材料からできた製品のこと」となっており、プロピレンはプロパン-1-オールの原産地規則を満たす。

以上のように、プロピレンはプロパン-1-オールの原産地規則を満たしている。その結果、原産地規則がない場合でもSGP原産材料であると認められ、材料費の100%を原産材料費として計上できる。

②付加価値基準

材料についての付加価値基準は、先に述べた製品についての付加価値基準と同様に、条件i）、ii）の両方を満たす必要がある。また、十分に加工されていないが一部を原産材料として認められる材料は、部分原産材料と呼ばれる。N-S協定同様、製品の付加価値基準を計算する際には、この材料費に原産資格割合を掛けたものを部分原産材料費として計上できる。以下では、本基準の条件i）、ii）の両方とも満たさない場合の具体例（図5）をあげる（註29）。

SGPでプラスチック・パイプを製造し、域外

に輸出する。域外でプラスチック・パイプは加工され、加工されたプラスチック・パイプは、切断するために再びSGPに輸出される。最終的にプラスチック・パイプはSGPで切断され、それが日本へ輸出されるものとする。SGPでのプラスチックの製造費を\$11、域外での加工費を\$8、SGPでプラスチック・パイプの切断費を\$1とする。切断されたプラスチック・パイプの材料となる、加工されたプラスチック・パイプの総製造費は\$19（11+8）である。このとき、②付加価値基準の条件i）、ii）は以下ようになる。

- i) 加工されたプラスチック・パイプの製造が、最終工程として域外で行われている。
- ii) 原産資格割合が57.89%（<60%）である。原産資格割合

$$= \frac{\$11}{\$11 + \$8} \times 100 = 57.89\% < 60\%$$

以上のように、加工されたプラスチック・パイプは、本基準の条件i）、ii）の両方とも満たさない。しかし、加工されたプラスチック・パイプの原産資格割合は総製造費の57.89%（\$11）を占めており、J-S協定では、部分原産材料として認められる（註30）。したがって、切断したプラスチック・パイプの原産資格割合を計算する際、加工されたプラスチック・パイプの製造費のうち\$11を域内原産材料費として計上できる。

次に、製品である切断されたプラスチック・パイプについての付加価値基準をみてみよう。SGP

表4 原産地規則の FTA 間比較

原産地規則の内容	ニュージーランド・ シンガポール間 FTA	日本・ シンガポール間 FTA	豪州・ ニュージーランド間 FTA ³⁾
(1) 完全生産品基準の有無	○ ²⁾	○	○
(2) 実質的変更基準の有無	○	○	○
ア) 関税分類変更基準の有無	× ²⁾	○	×
イ) 付加価値基準の有無	○	○	○
・原産資格割合	40% (一部50% ¹⁾)	60%	50%

註1) 材料に域内原産のものが入っておらず、かつ品質検査 (QCT) のためのみ輸入されるものにつき原産資格割合の基準が50%となる。

註2) ○は、同基準が協定に存在する、×は協定に存在しないことを意味する。

註3) 豪州・ニュージーランド間 FTA については、澤内・山本 [8] に基づいた。

でのプラスチックの切断費は \$ 1 であるため、切断されたプラスチック・パイプの総製造費は \$ 20 (11 + 8 + 1) となる。切断したプラスチック・パイプの原産地規則は、製品の原産地規則である B. 付加価値基準を満たせばよく、本基準の条件 i), ii) は以下ようになる。

i) 切断されたプラスチック・パイプの製造が、最終工程として SGP で行われている。

ii) 原産資格割合が60% (≥60%) である。

原産資格割合

$$= \frac{\$ 11 + \$ 1}{\$ 11 + \$ 8 + \$ 1} \times 100 = 60\% \geq 60\%$$

以上のように、切断されたプラスチック・パイプは本基準の条件 i), ii) を共に満たしている。その結果、SGP の原産地であると認められ、日本へ関税ゼロで輸出できる。

6. ANZSCEP と JSEPA の原産地規則の比較

原産地規則の実質的変更基準 (域内で十分に加工されたと認定する基準) に関し、N-S 協定は付加価値基準だけであり、J-S 協定は付加価値基準もわずかながらあるが、関税分類変更基準を基本としている。この点が最も大きな違いといえる (表4)。付加価値基準に関しても、J-S 協定の原産資格割合は60%であり、N-S 協定の原産地基準の最高50%と比べても高い (註31)。このように、J-S 協定の原産地規則は、関税分類変更基準の中でもより厳しい基準である項変更基準を採用しており、しかも付加価値基準における原産資格割合が N-S 協定の原産資格割合と比較して高

くなっている。これらのことから J-S 協定の原産地規則は、N-S 協定の原産地規則に比べて厳しいといえる。また、両協定間でかなり異なった原産地規則を採用していることから、今後、FTA 締結数が増加していく場合、両協定の原産地規則が「スパゲティ・ボウル現象」をもたらす原因となる恐れも示唆される。

7. 結論

本論文の課題は、ニュージーランド・シンガポール二国間 FTA (N-S 協定) と日本・シンガポール二国間 FTA (J-S 協定) の原産地規則を比較し、両協定の原産地規則が「スパゲティ・ボウル現象」をもたらす恐れがないかどうかの検証を試みることであった。以下の点が明らかになった。

- ① N-S 協定の原産地規則は、完全生産品基準 (未加工品の農産物などが対象) を除けば「付加価値基準」 (総製造費のうち域内由来の費用が占める割合 = 「原産資格割合」) が一定基準を満たす場合に域内品と認定する基準) のみである。原産資格割合は、域内の材料を使って製造した場合は40%以上となっている。域外で作られた材料のみを使い、完成製品の品質検査 (Quality Control Checking and Testing) だけ行う場合に限り原産資格割合は50%となる。
- ② J-S 協定の原産地規則は、完全生産品基準を除けば「関税分類変更基準」 (域外品が域内の加工過程により関税分類が変更された場合に域内品と認定する基準) を原則とし、厳しい基準である項変更基準を採用している。また、ごく一

部の産品のみ「付加価値基準」(J-S協定の基準では60%以上)が適用される。

このように、J-S協定は、関税分類変更基準の中でもより厳しい基準である項変更基準を採用し、しかも付加価値基準における原産資格割合がN-S協定の原産資格割合と比較して高くなっていることから、N-S協定と比べ厳しい原産地規則の基準を採用しているといえよう。また、両協定間でかなり異なった原産地規則を採用していることから、今後、FTA締結数が増加していく場合、両協定の原産地規則が「スパゲティ・ボウル現象」をもたらす原因となる恐れも示唆された。

なお、今回は、NZ産農産物がSGPを迂回して日本へ輸出される可能性の検証には至らなかった。この点は、今後の課題としたい。

註

(註1) 浦田 [11] p.2は、FTAと経済ブロック化の関連について次ぎのように述べている。

FTAは経済のブロック化を促し、関税と貿易に関する一般協定(GATT)・WTO体制の障害になると考えられていた。しかし、グローバリゼーションの進展で、いかに二国間・地域間のFTAでも排他的な性格を持つことは不可能になった。しかも、WTOと整合的なネットワークが広がれば、世界貿易自由化にプラスの影響をもたらすとの認識が強まっている。

(註2) 3. 原産地規則の一般概要は、主に財務省 [13] を要約したものである。

(註3) 実質的変更基準にはこの2つ以外に加工工程基準がある。加工工程基準では、十分に重要と認められる製造作業又は加工が行われた場合、実質的な変更があったとみなされる。加工工程基準は、N-S協定とJ-S協定の両協定のいずれでも採用されていない。

(註4) N-S協定では、以下に掲げる産品に、FTA締結国において完全生産品基準を満たすとして原産品資格を与えている。

ア) SGP (NZ) の土壤、領海、海底およびその底から抽出された鉱物性生産品。

イ) SGP (NZ) で収穫、採集された植物性産物。

ウ) SGP (NZ) で生まれ、成育した、生きている動物。

エ) SGP (NZ) で生まれ、成育した、生きている動物から得られた産品。

オ) SGP (NZ) において行われた狩猟、漁ろう、養殖で得られた産品。

カ) SGP (NZ) の領海外において、SGP (NZ) を旗国とする船舶により得られた水産物。

キ) SGP (NZ) の領海外において、SGP (NZ) を旗国とする工船上において得られたまたは生産された産品(カ)に規定する産品から生産された産品に限る。

ク) SGP (NZ) に海底のものを取る権利があった場合、SGPの領海外の海底またはその地下から得られた産品。

ケ) SGP (NZ) での製造過程で生じた廃棄物及び廃品であって、原材料の回収のみに適するもの。

コ) 廃棄物及び廃品であって、SGP (NZ) において採集された中古品から得た原材料の回収のみに適するもの。

サ) SGP (NZ) においてア) からコ) までに規定する産品のみから得られ又は生産された産品。

(註5) Singapore Trade Net [9] p.2-3.

(註6) ANZSCEP 付属書1: Rules of Origin, Section 23a) 参照。

(註7) 衣類及び衣類付属品(手袋、女性用手袋、長手袋を含む)(HS3926.20)、防水布、日よけ、キャンプ用品(HS3926.90.01)。

(註8) 外科医用ゴム手袋(HS4015.11)、その他のもの(HS4015.19)、その他のもの(HS4015.90)。

(註9) 衣類及び衣類付属品(革製またはコンポジションレザー製のものに限る)(HS42.03)。

(註10) 衣類及び衣類付属品、その他の毛皮製品(HS43.03)、人造毛皮及びその製品(HS43.04)。

(註11) 衣類及び衣類付属品(HS4818.50)。

(註12) ガラス繊維(グラスウールを含む)及びその製品(HS70.19)。

(註13) マットレス; セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの(HS9404.21)、マットレス; その他の材料製のもの(HS9404.29)、寝具(HS9404.30)、その他のもの(HS9404.90)。

(註14) ボタン; プラスチック製のもので紡織用繊維を被服していないもの(HS9606.21)、ボタン; 非金属製のもので紡織用繊維を被服していないもの(HS9606.22)、ボタン; その他のもの(HS9606.29)、ボタンの部分品(HS9606.30)、スライドファスナー(HS96.07)。

(註15) New Zealand Customs Service [6] p.6.

(註16) Singapore Trade Net [9] pp.4-5.

- (註17) Singapore Trade Net [9] pp.5-6.
- (註18) この SGP 原産と認められた TV のブラウン管にさらに域外からの材料を使って SGP で組み立てられた TV の原産地規則 (製品についての原産地規則) は, A. 付加価値基準のみの場合の具体例を参照。
- (註19) Singapore Trade Net [9] pp.7-8.
- (註20) Singapore Trade Net [9] pp.8-9.
- (註21) JSEPA 協定第23条参照。
- (註22) 財務省 [14] の6章原産地規則のデータをもとに計算。
- (註23) 産品が原産地規則を満たさない場合でも, 材料が原産地規則を満たしているならば, 産品は原産材料からできていると考えられることから原産品と認められる (Singapore Trade Net [4] p.7)。
- (註24) Singapore Trade Net [10] p.3.
- (註25) Singapore Trade Net [10] p.3.
- (註26) Singapore Trade Net [10] pp.3-4.
- (註27) なお本稿では, 加工材料の②付加価値基準に関し, N-S 協定の場合, 条件 i), ii) の両方を満たしていない場合, J-S 協定の場合, 条件 i), ii) のどちらかを満たしていない場合についての分析までには至っておらず, これらの解明は今後の課題としたい。
- (註28) Singapore Trade Net [10] p.3.
- (註29) Singapore Trade Net [10] pp.5-6.
- (註30) もし, 域外でかかった費用は \$ 8 ではなく \$ 6 の場合, 切断されていないプラスチックの原産資格割合は
原産資格割合
- $$\frac{S_{11}}{\$ 6 + \$ 11} \times 100\% = 64.70\% \geq 60\%$$
- これにより域外から SGP に輸出した加工されたプラスチック・パイプは, SGP 原産材料となる。このように, わずかな費用の違いで, 切断されたプラスチック・パイプは日本へ輸出する際, 100%SGP 原産として日本に関税ゼロで入ってくる可能性がある点にも注意が必要であろう。
- (註31) なお, NZ・豪州間 FTA の原産地規則は「付加価値基準」が基本であり, 原産資格割合は50%以上が原則となっている (澤内・山本 [8] 参照)。
- Friends, or Foes? ", *The Economics of Preferential Trade Agreements*, 1996, pp. 1-78.
- [2] Hoadley, S., *Negotiation Free Trade*, New Zealand Institute of International Affairs, 2002.
- [3] 経済産業省『日本・シンガポール共同検討会合報告書』, 2000.
- [4] 経済産業省『通商白書2001』, ぎょうせい, 2001.
- [5] 木村福成「やさしい経済学 東アジアと FTA ⑥」『日本経済新聞』2003. 12. 24.
- [6] New Zealand Customs Service, "Singapore-Preferential Rules of Origin" *New Zealand Customs Service Fact Sheet*, Vol. 19, 2000, pp. 1-12. [online] available in ([http://www.customs.govt.nz/resources/fact 19. pdf](http://www.customs.govt.nz/resources/fact%2019.pdf)).
- [7] New Zealand Customs Service, *Succeeding in Singapore Guide to the New Zealand-Singapore Closer Economic Partnership*, 2002. [online] available in (<http://www.mft.govt.nz/foreign/regions/sea/singcepbulet.html>).
- [8] 澤内大輔・山本康貴「オーストラリア・ニュージーランド二国間自由貿易協定 (FTA) の成立経緯と特徴」『農経論叢』第60集, 2004, pp. 129-145.
- [9] Singapore Trade Net, *ANZSCEP Agreement between New Zealand and Singapore on a Closer Economic Partnership on Rules of Origin*. [online] available in (http://www.tradenet.gov.sg/trdnet/uploadedfiles/FTA_NZ.doc).
- [10] Singapore Trade Net, *Guide to the Rules of Origin under JSEPA*. [online] available in (http://www.tradenet.gov.sg/trdnet/uploadedfiles/jsepa_roo_guide.doc).
- [11] 浦田秀次郎・日本経済研究センター編著『日本の FTA の戦略』, 日本経済新聞社, 2002.
- [12] 浦田秀次郎編著『FTA ガイドブック』, 日本貿易振興会, 2002.
- [13] 財務省『地域貿易協定における関税制度上の主要論点』, 2001. [online] available in ([http://www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/siryou/kanc_130810c 2. pdf](http://www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/siryou/kanc_130810c2.pdf)).
- [14] 財務省『協定の具体的内容の概要』, 2001. [online] available in (<http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/ka140115d.pdf>).

引用文献

- [1] Bhagwati, J. and Panagaria, A., "Preferential Trading Areas and Multilateralism: Strangers,